

仕様書

1 委託業務名

さとうきび作業受委託推進モデル実証事業委託業務

2 業務の目的

さとうきびは、沖縄県の農業生産における基幹作物であり、特に離島地域において雇用と所得を生み出し、地域経済を支える基盤となっている。しかし、近年は生産者の減少や高齢化に伴う慢性的な労働力不足が顕著となっており、適期作業の遅れ、耕作放棄地の増加、単収の伸び悩みなど、産地全体の生産力低下が構造的な課題となっている。このため、生産者の労働力不足を補う「作業受委託」の体制構築と推進が強く求められている。

一方で、作業を担う受託組織側もまた、担い手の減少や物価高騰による運営コストの増加など、経営・運営上の深刻な課題を抱えている。生産者の労働力不足を補いつつ受託組織が安定的に運営を継続していくためには、スマート農業技術やデジタル技術等を活用した作業の省力化・効率化により、持続可能な作業受委託体制へと転換していくことが不可欠となっている。

本業務は、こうした課題の解決に向けて、3ヶ年にわたり段階的に取り組むものである。第1段階として、さとうきびの作業受委託における作業別・時期別の需給実態、作業能率、採算性等を多角的に把握・分析し、関係者が共有・活用できる基盤情報を整備する。第2段階として、調査結果に基づき対象地域・対象組織を選定したうえで、スマート農業技術等を活用した省力的な作業体系や持続可能な運営体制を組み込んだ作業受委託推進モデルを実証する。第3段階として、実証成果を検証・評価し、他地域への普及・展開が可能となるガイドラインとして取りまとめる。これらの取組を通じて、産地全体の労働力不足の解消および受託組織の持続的な運営体制の確立による生産力の維持・向上に寄与することを本業務の目的とする。

3 委託期間

令和8年度から令和10年度（3年間）

ただし、本業務は各年度の予算の成立を前提とした単年度ごとの契約とし、次年度以降の契約締結を確約するものではない。なお、次年度以降の業務継続の可否については、各年度末に実施する継続審査（業務実績、進捗状況、次年度計画等の評価）の結果に基づき、発注者が判断するものとする。

令和8年度の業務期間は、契約締結日から令和9年3月26日（金）までとする。ただし、初年度の履行期間を考慮し、調査・分析業務の一部の実施スケジュールについては、発注者と協議の上、次年度へ補完・継続できるものとする。

4 委託料

- （1）委託料の上限額は、15,466千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。
- （2）委託料は、業務完了後、実績報告に基づいて額の確定を行い、精算払いを行う。
- （3）積算の費目については、以下の内容で提出すること。

ア 直接人件費

イ 直接経費

（ア）報償費（謝金等）

（イ）旅費

（ウ）印刷製本費

（エ）需用費（消耗品費、燃料費等）

（オ）役務費（通信運搬費等）

（カ）その他 ※上記費目以外の必要な経費は追加可

ウ 一般管理費（上記ア及びイの合計額の10%以内とする）

エ 再委託費

オ 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する）

（注１）各積算費目の単価と内訳を記載すること。

（注２）この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

（注３）契約の一部を第三者に委託又は請け負わせる（再委託する）予定がある場合は積算書の中でその内容がわかるように記載すること。

（注４）消費税は10%で計上すること。

5 委託業務の内容

本業務の基本的な内容は下記のとおりとし、さとうきび生産における作業受委託推進に必要な実態調査・モデル実証等の取組を行う。

（１）業務概要（令和８年度～令和１０年度）

本業務は、令和８年度から令和１０年度までの３ヶ年計画として実施する。ただし、本業務は各年度の予算の成立を前提とした単年度ごとの契約とし、次年度以降の契約締結を確約するものではない。

ア さとうきび作業受委託実態調査・分析（令和８年度着手、令和９年度に補完・継続）

イ 作業受委託推進モデルの選定・実証（令和９年度～令和１０年度）

ウ 作業受委託推進モデルの検証・評価（令和１０年度）

エ その他、本業務の目的達成のために有効な独自の取組

（２）業務内容の詳細

受託者は、対象生産者、作業受託組織、農業協同組合（JA）、製糖会社、関係市町村等の関係機関と緊密に連携し、次に掲げる項目を実施すること。なお、公募に際しては３ヶ年を見据えたロードマップおよび初年度（令和８年度）の見積書を含む具体的な企画提案書を提出すること。

２年目以降の実証計画については、１年目の調査結果に応じた複数の想定シナリオや進め方の方向性を提示すること。なお、２年目および３年目の費用については、各年度40,000千円（税込）の予算上限の範囲内で、主な経費項目（人件費、事業費等）の概算内訳を提示すること。

ア さとうきび作業受委託実態調査・分析（令和８年度～９年度）

調査対象者の選定や協力要請にあたっては、発注者が関係機関との連絡調整等の必要な支援を行う。

（ア）生産者の作業委託に関する実態調査

さとうきび生産者を対象に、作業別・時期別の委託意向、委託希望量、既存の公的補助、スマートフォン等のデジタルツールを活用した簡易な作業発注のニーズ、および作業委託の利用・拡大における課題や阻害要因等を把握するための調査を実施すること。

（イ）受託組織の作業受託に関する調査

既存の作業受託組織（オペレーター等）を対象に、組織形態、人員体制、保有機械、作業メニュー、料金体系、現在の受託量、今後の受託拡大意向、ならびに既存の公的補助・支援策の活用実態、保有農機のスマート化対応状況、省力化・効率化を必要とする作業・管理業務のニーズ、および経営・運営上の課題等を把握するための調査を実施すること。

（ウ）データ（GNSS等）を活用した作業能率の実測

既存の受託組織が保有する農業機械（20台程度を想定。地域の稼働状況等に応じて発注者と協議の上で決定する）にGNSSロガー等の計測機器を装着し、主要作業における作業面積、実作業時間、ほ場間の移動時間、および待機時間等を実測・記録すること。

実測対象とする主要作業は発注者と協議の上で確定するものとし、計測機器の調達、

取付・取り外し、データ通信、データ解析等に係る一切の経費は委託費に含める。また、機器の脱着および測定に伴う安全管理は受託者の責任において行い、対象機関等の通常業務に支障が出ないように十分に配慮すること。

(エ) 需給ギャップの分析および可視化（見える化）

アからウの調査・実測結果を統合・分析し、作業別・時期別の需要（委託希望量）と供給（受託能力）の乖離（ギャップ）や構造的なボトルネックを明確にすること。分析結果は、時期別・地域別の需給バランスが視覚的に理解しやすいグラフやマップ等を用いて整理し、二次利用・更新しやすいデータ形式（CSV、Excel、GIS データ等）で納品すること。

(オ) 作業受委託の推進を阻害する要因および課題の多角的分析

調査・分析結果に基づき、発注側・受注側それぞれの背景にある要因や、ほ場環境（規模・分散状況等）が受委託に与えている影響、およびスマート農業技術を活用した省力化を進める上での現場の具体的な障害（課題）を構造的に分析し、次段階の「実証モデル」へ繋げるための課題を整理すること。

(カ) 受託組織および生産者双方における採算性・経済性分析

主要作業を対象に、受託組織の作業コストおよび損益分岐点を算出するとともに、生産者の自営コストと委託料金を比較した経済的メリット・デメリットを明らかにすること。その際、現行の受委託が公的補助を前提として成り立っているか（補助金への依存度や持続可能性）についても検証すること。これらに基づき、当事者間の協議で広く活用できるコスト算定手法を提示するとともに、ほ場条件や作業料金を入力することで双方の採算性を簡易に試算できるシミュレーションモデル（汎用的な表計算ソフト（Excel 等）を用いた試算ツール等）を提示すること。

(キ) 県内外における作業受委託の事例調査および適用可能性検討

沖縄県内の既存取組を類型化するとともに、県外や他品目の事例を収集・分析すること。組織体制、料金設定、デジタル技術の活用状況、関係機関の役割分担等を整理し、本県への具体的な適用シナリオを提示すること。

イ 作業受委託推進モデルの選定・実証（令和9・10年度）

アの結果に基づき、2～3の実証モデル（地域・組織）を発注者と協議の上で選定し、以下の業務を実施すること。

(ア) 実態に即した受委託推進モデルの企画・提案

地域特性や課題に対応し、スマート農業技術の活用を含む省力的な作業体系や、単年度で終わらない持続可能な運営体制および将来的な自立化シナリオを盛り込んだ「作業受委託推進モデル」の具体的なスキーム案を作成・提案すること。なお、最終的な実証モデルは検討会等での協議を経て発注者が確定する。

(イ) 受委託推進モデルの現場実証およびプロセス管理

確定したモデルに基づき実際の現場において実証を行い、その取組状況、成果、課題を定量的・定性的に記録・整理すること。実証にあたっては、以下の要素を組み込み、実証モデルごとに個別の分析・評価を行うこと。

- ① マッチング：連絡調整ルートや IT ツールを活用した受委託マッチングの仕組みおよびルールの検証。
- ② データの可視化：ほ場条件（面積・分散状況等）に応じた作業能率・コスト変動の可視化。なお、可視化にあたっては既存の営農管理システムや地理情報システム（GIS）等へ将来的にデータ移行（CSV 等の汎用形式によるインポート等）ができるよう、データ構造の互換性に配慮すること。
- ③ 人材の確保・育成：繁忙期における作業員の確保状況や、技術習得に係る課題の整理。

(ウ) 関係者への合意形成およびフィードバック（伴走支援）

参加生産者、受託組織、および関係機関に対して定期的に情報共有を行い、現場の意見や改善要望をリアルタイムに吸い上げて運用ルールに反映させる伴走型の支援を行うこと。

ウ 作業受委託推進モデルの検証・評価（令和 10 年度）

(ア) 成果指標（KPI）に基づく定量的・定性的効果検証

設定した成果指標（KPI）に基づき、事業実施前（令和 8 年度調査時点）との比較分析を行い、各実証モデルの有効性や産地全体の労働力不足緩和に与えた影響を評価・検証すること

(イ) さとうきび作業受委託推進ガイドライン（横展開マニュアル）の策定

実証成果に基づき、成功要因と課題を整理し、他地域へ横展開するための実践的なガイドライン（適切な契約ルール雛形、料金設定の考え方、関係機関の役割分担等を含む）を策定すること。

エ その他当該業務の目的達成に必要な取組

上記ア～エのほか、本業務の目的達成に有効な独自の取り組みについて企画提案書において積極的に提示すること。実施にあたっては発注者と協議の上、承認を得るものとする。

(3) 検討会および報告会の開催

ア 検討会の設置および運営

関係機関で構成する検討会を設置し、各年度の「業務開始後速やか」に年 1 回（計 3 回）開催すること。企画、会場手配、資料作成、当日の運営進行、および議事録作成等の事務局業務はすべて受託者が行う。なお、発注者が必要と判断した場合は、協議の上、契約変更等の手続きを経て追加開催することがある。

(ア) 令和 8 年度（初回）

3 ヶ年の全体計画、初年度の業務計画、実態調査の手法等についての協議・確認。

(イ) 令和 9 年度（第 2 回）

前年度調査結果の評価・共有、当該年度の実証モデル案、スケジュール等の協議・確認。

(ウ) 令和 10 年度（第 3 回）

前年度実証結果の評価・共有、最終年度の業務内容、KPI 測定方法等の協議・確認。

なお、承認された協議録の内容は、本業務を遂行する上での具体的な実施方針（仕様の細目）として扱う。

イ 成果報告会の開催（令和 10 年度）

令和 10 年度において、本業務の成果を広く関係者に普及させるため、成果報告会（報告セミナー）を 1 回開催すること。企画、会場確保、関係者への案内、当日の運営進行、資料印刷等の一切の事務局業務は受託者が行う。報告会では、3 ヶ年の調査・実証成果、KPI 達成状況を報告するとともに、策定したガイドラインを提示すること。

(4) 成果指標（KPI）の設定および進捗管理

本業務の効果を客観的に測定するため、以下の成果指標を設定する。各指標の具体的な算出定義については、受託者が提案し、令和 8 年度の検討会において協議の上で確定する。受託者は、毎年度末に各指標の実績値を測定・集計し、発注者へ報告すること。

ア 固定指標（毎年度必ず測定・報告する指標）

- （ア）受委託面積・受委託件数
- （イ）受委託生産者数
- （ウ）適期作業実施率
- （エ）新規参入者数
- （オ）需給ギャップの縮小率（（２）のアの（エ）で算出した需給の乖離の改善率 ※令和９年度以降測定）

イ 追加指標（１年目の調査結果および検討会を経て設定する指標）

１年目の調査結果および検討会での意見を踏まえ、必要に応じて追加の指標（機械の稼働率向上、作業コストの削減率、利用者満足度等）を発注者と協議の上、柔軟に設定する。

6 成果品等の提出

- （１）業務終了の日までに、印刷製本された事業報告書（カラー印刷、A４版）を１０部提出すること。
- （２）上記報告書納品データ（CSV、Excel、GISデータ等）を記録した電子記録媒体を１部提出すること。

7 知的財産権等の取扱い

本業務により生じた著作権を含む全ての知的財産権は、委託者である沖縄県に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

8 秘密保持及び個人情報の取扱い

- （１）本業務により得られた成果品、資料、情報等は、委託者の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- （２）受託者は、本業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委託が終了、又は解除された後においても同様とする。
- （３）受託者は、本業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

なお、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年５月30日号外法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日号外政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年12月28日条例第54号）を遵守する。

9 契約不適合責任

- （１）受託者は、本県に納入した成果品の瑕疵について、運用の開始の日から起算して１年間、担保の責を負うものとする。
- （２）受託者は、成果品の瑕疵が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合には、当該瑕疵を発見したときから１年間、担保の責を負うものとする。
- （３）県は前２項の期間において瑕疵のある納品物について、受託者に相当の期間を定めて補修を依頼し、または補修に代え若しくは補修と共に当該瑕疵により生じた損害に対する賠償の請求をすることができるものとする。

10 業務再委託についての留意事項

- （１）一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ

県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

なお、本項における「契約の主たる部分」とは、以下のとおりとする。

ア 契約金額の 50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次に掲げる簡易な業務については、事前の承認を要しないものとする。

ア 資料の収集、整理、複写、印刷および製本

イ 原稿およびデータの入力、集計業務

ウ 調査票の封入、発送業務、ならびに未回答者への架電および追加の情報収集

エ 上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に県と別途事前協議を行った業務

(3) 再委託の相手方の制限

本業務に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

11 その他留意事項

(1) 委託候補事業者として選定された場合であっても、当該事業者が提案した企画提案書の内容全ての実施を保証するものではない。

(2) 本仕様書記載の委託業務の内容や積算項目等について、予算や諸事情により変更することがある。

(3) 業務完了時において、実際に要しなかった経費があった場合は、相当の委託料を減額するものとする。

(4) 本業務に関する事務は、全て受託者が行うものとする。

(5) 受託者は業務遂行にあたって、沖縄県と十分な打合せを行うため、沖縄県庁等の会議室において取組全般に係る調整会議を月 2 回以上開催（WEB 開催も可）し、沖縄県と密な連携・共有を取らなければならないものとする。なお、業務の実施状況は随時、沖縄県に報告書を提出するものとする。

(6) 受託者は、業務の遂行上必要と認めるものであって、本仕様書に記載のない事項 又は疑義が生じた場合は、沖縄県と十分協議の上で決定するものとする。